

埼玉県地域保健医療計画(第7次)中間見直し時における「圏域別取組」対応指針

(令和3年11月4日 保健医療部長決裁)

1 圏域別取組の中間見直しの内容

- (1) 埼玉県地域保健医療計画(第7次)中間見直しに基づく見直し
現在の各圏域における圏域別取組について、地域保健医療計画の中間見直し(案)に対応して見直す必要がある箇所について見直しを行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策
平時からの医療機関や市町村といった関係機関との連携構築について、取組を追加することや、「保健・医療提供体制確保計画」の内容を踏まえたものとする。
- (3) その他
計画策定時からの情勢の変化等に伴い、新たに加えたい内容がある場合は、その内容を追加すること。(項目数は問わないこととする。)

ただし、埼玉県地域保健医療計画(中間見直し(案)の内容も含む)と齟齬が生じないようにすること。

2 圏域別取組の中間見直しの策定

- (1) 圏域別取組中間見直しの策定体制
圏域別取組中間見直し案(以下「取組中間見直し案」という。)の素案は、地域保健医療・地域医療構想協議会(さいたま保健医療圏はさいたま地域保健医療協議会)(以下「協議会」という。)の事務局を置く保健所(以下「協議会事務局機関」という。)の長が作成するものとする。
協議会事務局機関以外の保健所は、当該圏域のうち所管区域に係る取組中間見直し案の作成に主体的に参画するものとする。
- (2) 市町村、保健医療・福祉関係団体等の協力体制の確保
協議会事務局機関の長は、取組中間見直し案の作成に当たり、圏域内の市町村、保健医療・福祉関係団体等に対して協力の依頼を行うものとする。
- (3) 市町村、保健医療・福祉関係団体等が策定した関連計画との整合性
協議会事務局機関の長は、取組中間見直し案について、管内市町村の基本計画や保健医療・福祉に関わる計画の内容との整合が図られるよう必要な調整を行うものとする。このほか、保健医療・福祉関係団体等の

事業計画等との整合についても必要な調整を行うものとする。

(4) 主務課等との調整

協議会事務局機関の長は、取組中間見直し案の検討を行うに当たり、当該取組中間見直し案に関係する本庁主務課との情報交換を密にし、同課が所管する施策等との整合性が図られた取組中間見直し案となるよう留意するものとする。

また、圏域間の連携が必要な取組については、各協議会事務局機関相互の情報交換、連絡調整にも十分配慮するものとする。

(5) 取組中間見直し案の協議会への協議・決定

取組中間見直し案は、協議会事務局機関の長が協議会の協議を経て、決定するものとする。

(6) 圏域別取組中間見直しの報告

協議会事務局機関の長は、圏域別取組中間見直しを決定したときは、決定までの経緯及び協議会における取組中間見直し案の協議の際の主な意見を添えて別に指定する期日までに保健医療部長（保健医療政策課企画・構想担当）に報告するものとする。

なお、圏域別取組中間見直しは、埼玉県地域保健医療計画（第7次）に係る圏域別取組を加筆・修正したものにより提出すること。

3 圏域別取組の中間見直しのスケジュール

圏域別取組の中間見直しのスケジュールは、次のとおりとする。

令和3年11月～ 「圏域別取組」対応指針の策定（保健医療部長）

11月～令和4年3月 協議会事務局機関及び各圏域内保健所による検討
計画中間見直し案などを踏まえ、圏域別取組中間
見直し案の協議

必要に応じ、市町村や関係機関等を交え検討

3月 埼玉県地域保健医療計画（第7次）中間見直し公表
圏域別取組中間見直し決定（協議会事務局機関の長）

その後、保健医療部長へ報告（協議会事務局機関の長→保健医療
部長）